

事 務 連 絡
令和2年3月19日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長及び
国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課長は参考送付)

農村振興局整備部設計課
施工企画調整室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務
の入札等の手続の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続におけるヒアリングの実施については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」（令和2年3月9日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について（対象期間の変更）」（令和2年3月12日付け事務連絡）において示しているところであるが、令和2年3月20日以降、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、適切に対応されたい。

記

工事等の入札等の手続に当たって、既に公告済み及び今後公告を予定している案件におけるヒアリングの実施については、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合は、以下の対応を取るものとする。

- ① ヒアリングを実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やweb会議を活用する。
- ② やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推

奨励する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。